

## 未収金収納事務委託について

県立病院における医療費の未収金の収納事務を以下のとおり専門業者に委託しました。

### 1 委託した事業者

- (1) 事業者名 ニッテレ債権回収株式会社
- (2) 住 所 東京都港区芝浦3丁目16番20号
- (3) 参 考 当該事業者は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号：「サービサー法」）に基づく「債権回収会社（サービサー）」として法務大臣の許可とともに、医療費や住宅家賃など売掛債権の「集金代行業務」の兼業承認を受けており、県営住宅の料金収納事務も受託しています。

### 2 委託する業務

発生から1年以上経過した未収金の支払案内や収納事務  
（サービサー法に基づく集金代行業務として行います。）

### 3 業務開始日

平成19年5月1日

病院長